## 令和5年度\_萩·石見空港交流促進助成金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、萩・石見空港利用拡大促進協議会幹事市町(以下「幹事市町」という。)が、交流事業又は各種コンベンションの開催による萩・石見空港の利用促進を図ることを目的として、萩・石見空港を離着陸する定期便及び季節運航便(以下「萩・石見空港便」という。)を利用する団体等に対し、萩・石見空港利用拡大促進協議会(以下「協議会」という。)が予算の範囲内で交付する萩・石見空港交流促進助成金に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

- 第2条 この要綱において交流事業とは、萩・石見空港圏域及び首都圏・関西圏等の 住民、団体等の相互交流を推進することを目的とした事業をいう。
- 2 この要綱においてコンベンションとは、大会、会議、集会、学会及び研究会をいう。

#### (助成対象者)

第3条 助成対象者は、交流事業又はコンベンションを実施する又は参加する法人そ の他の団体(以下「団体」という。)とする。

#### (助成対象事業)

- 第4条 助成の対象となる交流事業は、次の各号を満たすものとする。
  - (1) 別表に定める幹事市町が推進する施策であること。
  - (2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に開催されるものであること。
  - (3) 参加者のうち萩・石見空港便利用予定者が5名以上(大阪便に限り、2名以上)であること。
  - (4) 協議会が行う他の補助金又は助成金の交付を受けているものではないこと。
  - (5) 宗教活動又は政治活動を目的としたものではないこと。
  - (6) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないものであること。
- 2 助成の対象となるコンベンションは、次の各号を全て満たすものとする。
  - (1)次に掲げるいずれかに該当するものであること。
    - イ 幹事市町又は島根県が主催し、共催し、又は後援するもの
    - ロ 幹事市町又は島根県を構成員とする実行委員会等が主催し、又は共催するもの
  - (2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に開催されるものであること。
  - (3) 参加者のうち萩・石見空港便利用予定者が5名以上(大阪便に限り、2名以上)であること。
  - (4) 協議会が行う他の補助金又は助成金の交付を受けているものではないこと。
  - (5) 宗教活動又は政治活動を目的としたものではないこと。

(6) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないものであること。

#### (助成金額等)

- 第5条 助成金額は、3,000円に萩・石見空港利用便の延べ利用座席数を乗じて 得た額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、利用座席数から除くものとする。
  - (1) 公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する地方公務員をいう。)が、公務により利用するもの。
  - (2) 無償の航空券を利用するもの。
  - (3) 満3歳未満の小児が、座席を確保せず利用するもの。
  - (4) 協議会が行う他の補助金又は助成金の交付を受けたもの、または受ける予定のもの。

#### (交付の申請)

- 第6条 助成金の交付を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、萩・石 見空港交流促進助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添え て、事業の実施前日までに萩・石見空港利用拡大促進協議会会長(以下「会長」と いう。)に提出しなければならない。ただし、交流事業の場合は、所管する幹事市 町の認定を受けた上で、幹事市町を経由して協議会へ提出することとする。
  - (1) 事業の内容が分かる書類 (チラシ、事業計画書等)
  - (2) 萩・石見空港便の利用者名簿(利用者氏名と搭乗便が記載されたもの)
  - (3) その他会長が必要と認める書類
- 2 申請者は、萩・石見空港利用便利用予定人数が定まっていない場合は、前項の規 定にかかわらず、前項第2号の書類の提出を省略することができる。

#### (交付の決定)

- 第7条 会長は、前条の申請があったときは、当該内容を審査し、助成の可否を決定するとともに、当決定の内容を萩・石見空港交流促進助成金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 2 会長は、必要に応じて前項の決定に条件を付すことができるものとする。

#### (変更承認申請)

第8条 助成金の交付決定を受けた申請者(以下「助成事業者」という。)は、当該 交付決定を受けた事業(以下「助成事業」という。)の内容を変更し、又は中止す る場合は、萩・石見空港交流促進助成金変更承認申請書(様式第3号)によりあら かじめ会長の承認を受けなければならない。

#### (実績報告)

第9条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を会長 に提出しなければならない。

- (1) 萩・石見空港交流促進助成金実績報告書(様式第4号)
- (2) 萩・石見空港便ご搭乗案内又はこれに準ずる書類(搭乗座席数分 コピー可)
- (3) 萩・石見空港便の利用者名簿(搭乗者氏名及び搭乗便が記載されたもの)
- (4) その他会長が必要と認める書類

## (交付額の確定)

第10条 会長は、前条の実績報告があったときは、速やかに当該報告の内容を審査 し、助成金の交付を適当と認めた場合は、当該助成金の額を確定するとともに、 萩・石見空港交流促進助成金交付額確定通知書(様式第5号)により助成事業者に 通知する。

## (助成金の交付)

第11条 前条の交付額の確定通知を受けた助成事業者は、助成金を請求しようとするときは、萩・石見空港交流促進助成金交付請求書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

## (その他)

### 第12条

この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

## 附則

## (施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## (失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付 決定がなされた助成金については、同日後もなおその効力を有する。

## 別表 (第4条関係)

幹事市町	推進する施策
益田市	1、関係人口創出事業
	2、都市間交流推進事業
	3、スポーツ・文化に関する交流事業
浜田市	1、調整中
	2,
	3,
津和野町	1、調整中
	2,
	3,
吉賀町	1、調整中
	2、
	3,
萩市	1、調整中
	2、
	3,
阿武町	1、調整中
	2、
	3、

令和 年 月 日

萩·石見空港利用拡大促進協議会会長 様

(申請者) 郵便番号所在地事業者名代表者名電話

令和5年度\_萩·石見空港交流促進助成金交付申請書

萩・石見空港交流促進助成金の交付を受けたいので、令和5年度\_萩・石見空港交流促進助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この事業については、萩・石見空港利用拡大促進協議会が行う他の補助金および助成 金の交付を受けるものではありません。

記

1 助成対象事業:交流事業(幹事市町の認定が必要)・ コンベンション等 該当する事業に○をしてください。

2 実施期間:令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 事業内容等:別表1のとおり

# (別表1) 事業内容等

	交流事業
	(幹事市町記入欄)
	以下の施策推進に資する事業であることを認定する。
	自治体名: 担当課長: ⑩
1 事業名	推進施策(事業名):
(交流事業・コンベンション等)	コンベンション等
	事業名:
	(自治体名又は団体名を記載) (いずれかに○)
	による(主催・共催・後援)事業
2 目的及び内容	
3 主催者	
4 萩・石見空港便利用予定座席数	
※片道1回の利用を1席として	席
記載	
5 助成金交付申請額	円
	・事業の内容が分かる書類(チラシ、事業計画書等)
6 添付書類	・萩・石見空港利用予定者名簿(利用者氏名と搭乗便が記載されたもの)
	・ その他 (

 空促協指令第
 号

 令和
 年
 月
 日

様

萩・石見空港利用拡大促進協議会 会長 益田市長 山本 浩章 ®

令和5年度\_萩·石見空港交流促進助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました萩・石見空港交流促進助成金の交付については、次のとおり決定しましたので、令和5年度\_萩・石見空港交流促進助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1	事業名	
2	交付決定金額	円 ※3,000円に萩・石見空港便利用座席数を乗じた額を助成する。

令和 年 月 日

萩·石見空港利用拡大促進協議会会長 様

(申請者) 郵便番号 所在地名 代表者名 電

EI

令和5年度\_萩·石見空港交流促進助成金変更承認申請書

令和 年 月 日付け空促協指令第 号により交付決定のあった 萩・石見空港交流促進助成金について、次のとおり変更したいので、萩・石見空港交 流促進助成金交付要綱第8条の規定により申請します。

1	事業の名称	
2	変更内容	変更後
3	変更理由	
4	変更年月日	
5	添付書類	

令和 年 月 日

(EIJ)

萩·石見空港利用拡大促進協議会会長 様

(助成事業者) 郵便番号

所在地

団 体 名

代表者名

電 話

令和5年度\_萩·石見空港交流促進助成金実績報告書

萩・石見空港交流促進助成金の交付を受けたいので、令和5年度\_萩・石見空港交流 促進助成金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1	事業名									
2	主な実施場所									
3	実施期間	令和	年	月	日	~	令和	年	月	日
4	目的及び内容									
5	萩・石見空港便利用座席数									
※片道1回の利用を1席として記載									席	
6	助成金交付決定額	※3. 000円k	こ萩・石	見空港便	利用座	席数	を乗じた名		円	
7	添付書類	※3,000円に萩・石見空港便利用座席数を乗じた額 ・事業の実施内容が分かる書類(チラシ、事業報告書等) ・搭乗証明書(搭乗座席数分)等 ・萩・石見空港利用便の利用者名簿(利用者氏名と搭乗便が記載されたもの) ・ その他(								

 空促協指令第
 号

 令和
 年
 月
 日

様

萩・石見空港利用拡大促進協議会 会長 益田市長 山本 浩章 印

令和5年度\_萩・石見空港交流促進助成金交付額確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のありました萩・石見空港交流促進助成金の交付については、次のとおり助成金の額を確定しましたので、令和4年度\_萩・石見空港交流促進助成金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1	事業名		
2	助成金の交付確定額	※3,000円に萩・石見空港便利用座席数を乗じた額。	円

令和5年度\_萩·石見空港交流促進助成金交付請求書

一金							円
----	--	--	--	--	--	--	---

令和 年 月 日付け空促協指令第 号により交付確定通知のあった 助成金について、令和5年度\_萩・石見空港交流促進助成金交付要綱第11条の規定に より、上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

萩·石見空港利用拡大促進協議会会長 様

所在地(住所) 団体名 代表者氏名 電 話

EI

助成金の交付については、次への口座振込を希望します。

金融機関名											
同店舗名					本店・	・本語	沂·	支店・	支所・周	出張所・	代理店
預金種目	1	普	·通	2	当座	3	そ	の他(			)
口座番号											
口座名義人	フリ	) ガ 	゛ナ								